糠塚地区産業廃棄物最終処分場事業
環境影響評価

環境監視結果報告書（令和７年度）

２０２６年（令和８年）７月

日本産業株式会社

はじめに

福島県郡山市田村町糠塚地区内において計画しております糠塚地区産業廃棄物最終処分場事業について、「福島県環境影響評価条例」に基づき「糠塚地区産業廃棄物最終処分場事業に係る環境影響評価書〔補正後〕（平成 29 年 12 月）」（以下、「評価書」という。）としてとりまとめております。

環境監視結果報告書は、評価書において環境監視調査の必要性があると判断した「大気質」、「騒音」、「振動」、「水質」、「地下水」について、工事中における環境監視調査結果をとりまとめるものです。

本報告書は、このうち、令和 7 年度に実施した「水質」及び「地下水」について調査結果をとりまとめたものです。

令和 8 年 7 月

目　次

第１章　事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 １
１－１　事業者の名称..... １
１－２　代表者の氏名..... １
１－３　主たる事務所の所在地..... １
第２章　対象事業の目的及び内容 ２
２－１　事業の目的..... ２
２－２　対象事業の内容..... ３
１．　対象事業の名称..... ３
２．　対象事業の種類..... ３
３．　受入廃棄物..... ３
４．　対象事業の規模..... ３
５．　対象事業実施区域の位置..... ３
２－３　対象事業の施設計画概要..... ６
１．　施設計画..... ６
２．　施設構成、機能及び形態..... １１
２－４　対象事業の工事計画概要..... １１
第３章　環境監視調査の項目、手法及び結果 １５
３－１　調査の目的..... １５
３－２　環境監視調査の項目..... １５
３－３　環境監視調査の内容..... １６
１．　水質..... １６
２．　地下水..... １７
３－４　環境監視調査の結果..... １８
１．　水質..... １８
２．　地下水..... ２１

第１章　事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

１－１　事業者の名称

日本産業株式会社

１－２　代表者の氏名

代表取締役　梁川　哲

１－３　主たる事務所の所在地

福島県郡山市田村町糠塚字池尻３１５番地の２０

電話番号：024-985-1800

第２章　対象事業の目的及び内容

２－１　事業の目的

福島県内における産業廃棄物の状況は、「福島県廃棄物処理計画」（平成 27 年 3 月福島県）によると、平成 24 年度における排出量は 805.2 万トンであり、うち、336.9 万トン（42%）が中間処理による減量化、367.3 万トン（46%）が再生利用、96.2 万トン（12%）が最終処分となっていた。また、最終処分場の残余年数は、平成 24 年度において管理型最終処分場で 4.1 年、安定型最終処分場で 7.6 年であり、この処分実績と今後の最終処分場設置動向等を加味した上での将来予測値は、令和 2 年度において管理型最終処分場で 7.8 年、安定型最終処分場で 8.2 年と推測されていた。県内における産業廃棄物の適正処理は当分維持できる状況にあるものの、残余年数を安定的に確保していく必要があるものとされていた。

また、国内における産業廃棄物の状況としては「産業廃棄物処理施設の設置、産業廃棄物処理業の許可等に関する状況（平成 24 年度実績）について」（環境省報道発表資料平成 27 年 3 月 26 日）によると、平成 25 年 4 月 1 日時点、産業廃棄物最終処分場の残余容量は約 18,271 万 m^3 であり、前年度に比べ約 334 万 m^3（約 1.8%）減少しているものの、残余年数は全国で 13.9 年であるが、首都圏においては 6.3 年と依然として厳しい状況にあった。また、許可を受けている産業廃棄物最終処分場施設数は 1,942 施設あるものの、前年度に比べ 48 施設の減少となっていた。本事業は、このような現状を踏まえ、郡山市田村町糠塚地区内において、管理型の最終処分場を新設することにより、福島県内のみならず首都圏から排出される産業廃棄物の受皿として機能させ、処分場不足の解消を図ることを目的とする。なお、受入廃棄物についてはおおむね県内 80%、県外 20%とする。

※　本項の記載は、評価書（平成29年12月）の記載内容を抜粋したものであり、引用している資料及び各種統計値は作成当時の情報に基づくものである。

２－２　対象事業の内容

１．対象事業の名称

糠塚地区産業廃棄物最終処分場事業

２．対象事業の種類

産業廃棄物処理施設（管理型最終処分場）の設置

３．受入廃棄物

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類、ばいじん並びに 13 号廃棄物[1,※]

※　これらのうち、石綿含有産業廃棄物及び自動車破砕物を含み、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。

特別管理産業廃棄物の種類：廃石綿

なお、評価書において 13 号廃棄物、石綿含有産業廃棄物、廃石綿は受け入れない計画としていたが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書を提出した上で受入廃棄物に追加しており、追加に伴って処分場の構造は変更していない。

４．対象事業の規模

対象事業区域の面積	：159,163　m^2
埋立地面積	：　47,260　m^2
埋立容量	：775,000　m^3
埋立予定期間	：12 年間

５．対象事業実施区域の位置

対象事業実施区域は図２－１に示すとおり、郡山市中心街より南東へ約 15 ㎞、須賀川市中心街より東へ約 12 ㎞にあり、国道 49 号（福島県いわき市～新潟県新潟市）から南へ約 300m の標高 425～510m 程の山間部に位置している。

所在地：福島県郡山市田村町糠塚字池尻３１５番地の２０

[1] 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 2 条第 13 号に規定する産業廃棄物

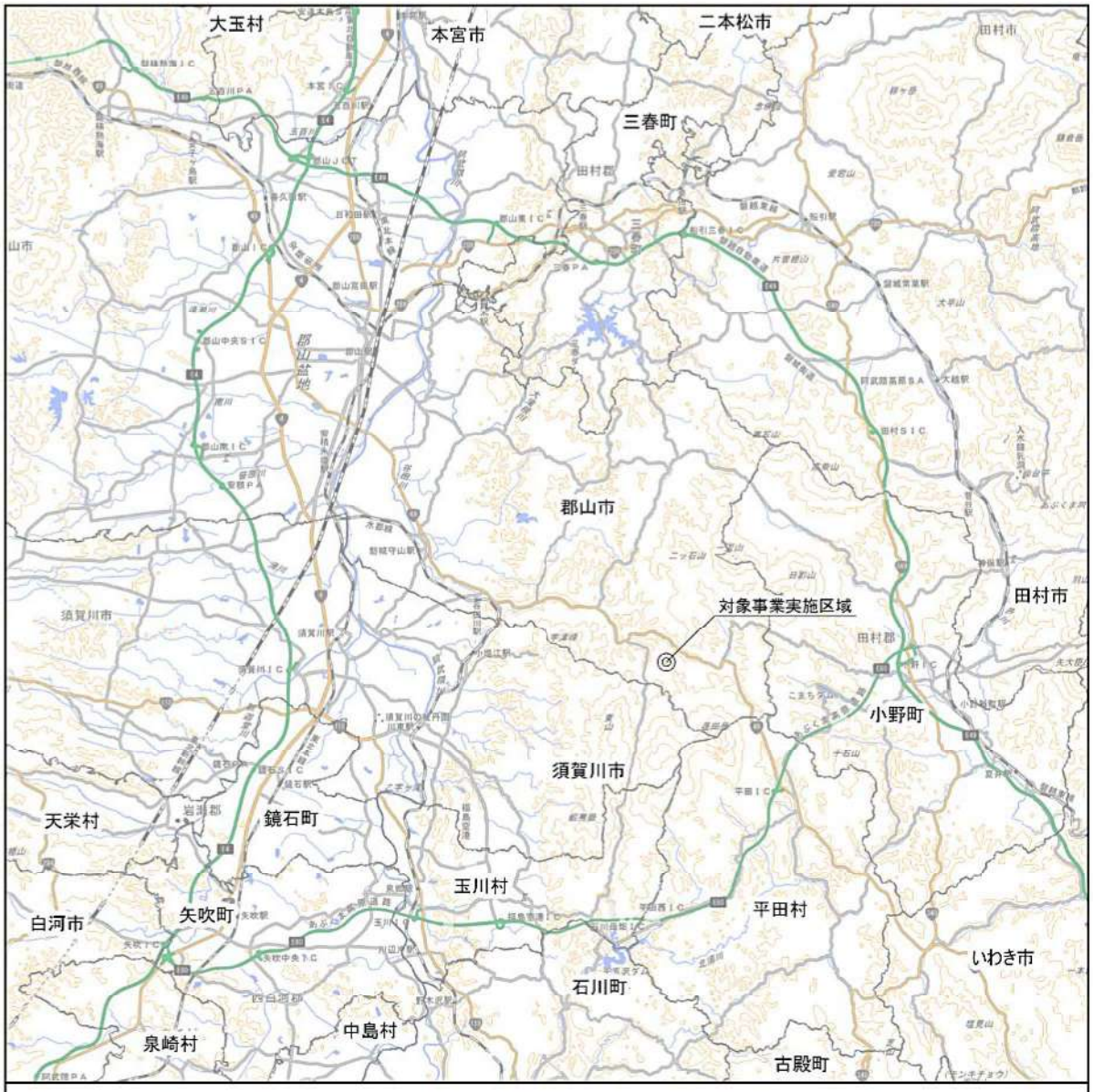
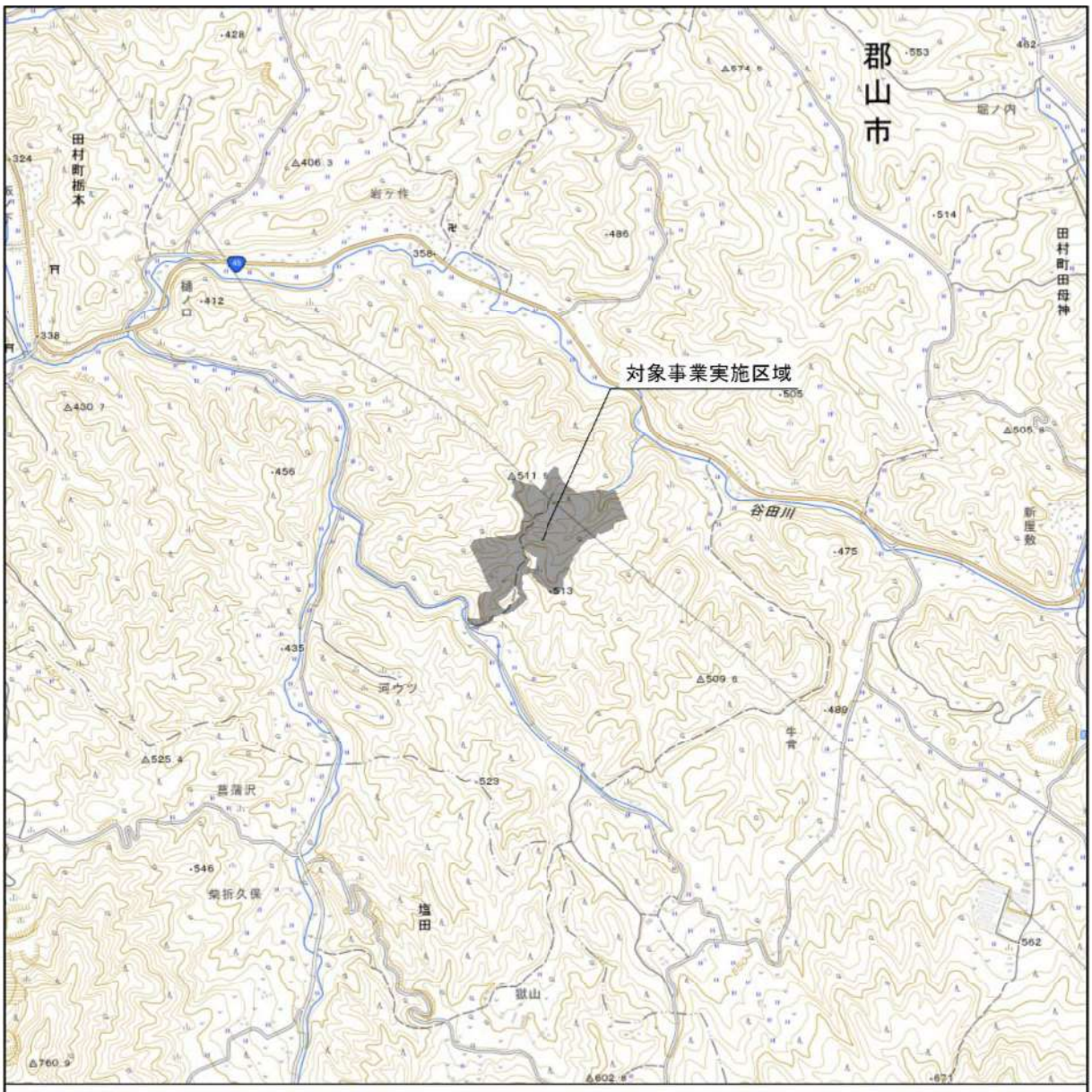


図２－１（１）　対象事業実施区域位置図

背景地図は国土地理院 地理院タイル（淡色地図）を使用



凡　例

対象事業実施区域

図２－１（２）　対象事業実施区域位置図

背景地図は国土地理院 地理院タイル（淡色地図）を使用

２－３　対象事業の施設計画概要

１．施設計画

（１）敷地面積

対象事業実施区域の敷地面積は 159,163 ㎡である。

全体配置平面図は図　２-２に、埋立完了計画図は図　２-３に示すとおりである。対象事業実施区域の状況は図　２-４に示すとおりである（2025 年 11 月時点）。

なお、評価書においては敷地面積 158,990 ㎡であったが、付帯施設の追加や、敷地境界が明確に定められていない一部区域において再測量を実施した結果、敷地面積が一部増加した。

（２）埋立面積

対象事業の埋立面積は、47,260 ㎡である。

なお、評価書においては埋立面積 47,997 ㎡であったが、竣工時の段階において僅かに減少し、47,260 ㎡となった。

（３）埋立容量

埋立容量は 775,000㎥であり、その内訳は廃棄物量 600,000㎥、覆土量 175,000㎥である。

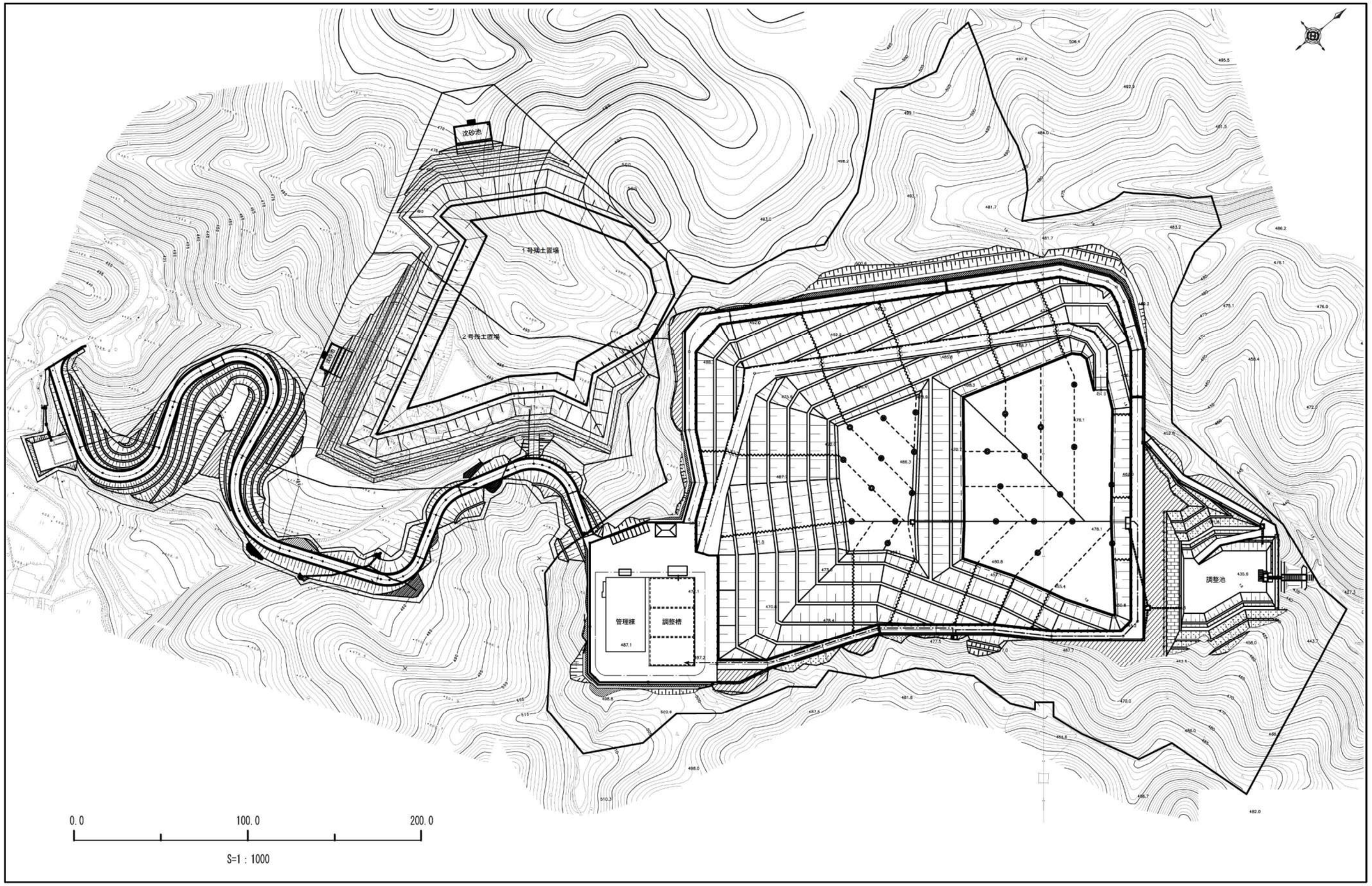


図 2-2　全体配置平面図

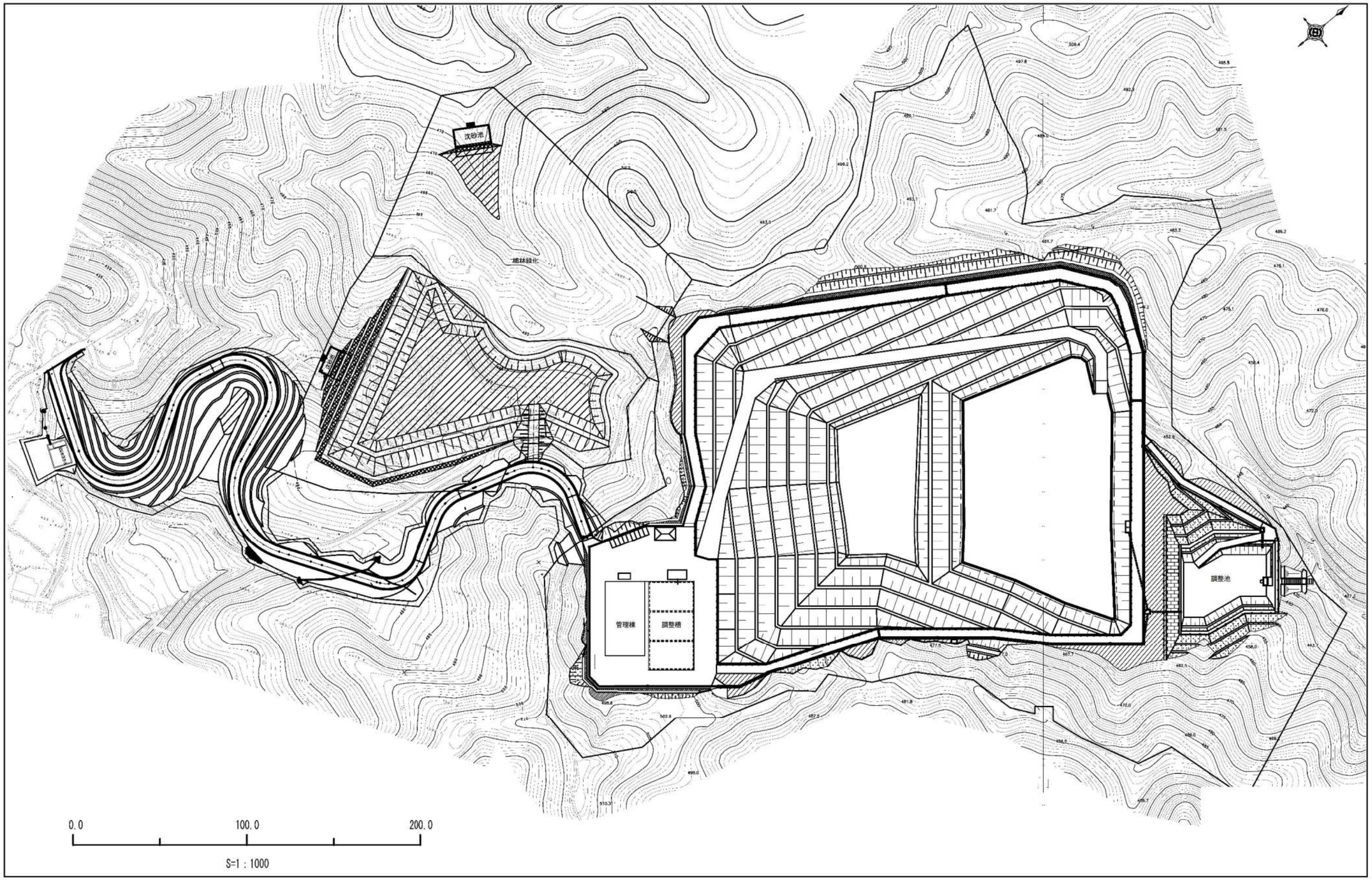


図 2-3　埋立完了計画図

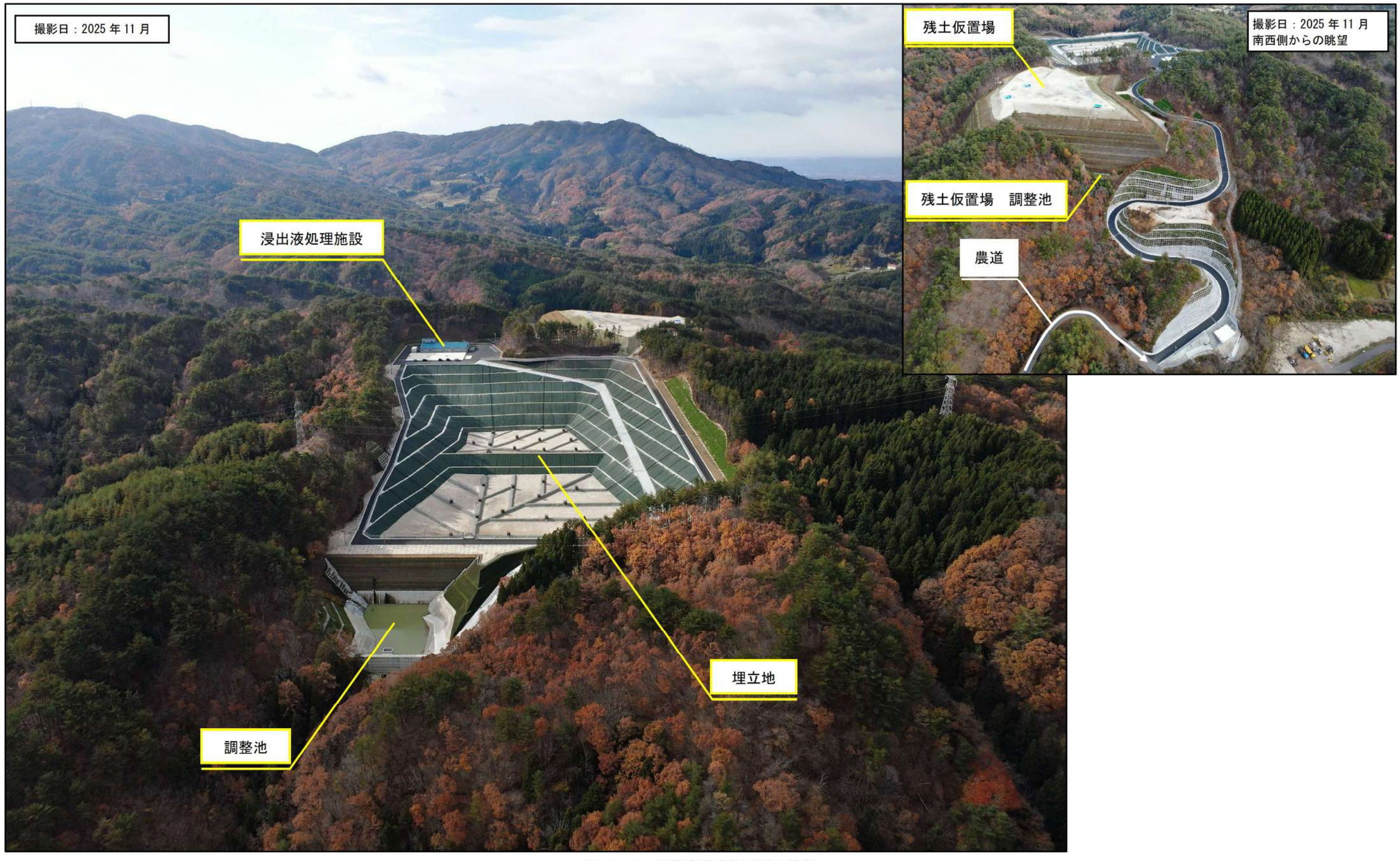


図　2－4　対象事業実施区域の状況

（４）最終処分場の種類

計画最終処分場は、管理型最終処分場とした。

（５）埋立方式

埋立方式は粉じんの飛散防止や悪臭の漏洩防止等の観点からセル方式（即日覆土方式）を採用するとともに、廃棄物層の水平敷き均しによる埋立作業の効率化を図るサンドイッチ方式（中間覆土方式）を併用する。なお、一日の埋立作業が終了した時の即日覆土の厚さは10～20cmとする。

また、埋立地を2区画設けた区画埋立とし、下流側の第一区画から埋立を行う。なお、第一区画埋立中は第二区画が未埋立区画となり、雨水は廃棄物への接触がないことから表流水として排水する。

（６）埋立期間

埋立期間は埋立計画を基に12年間とした。

（７）埋立終了後の跡地利用

埋立跡地は、埋立終了時に最終覆土を施すことにより、約50,000 ㎡の土地が形成される。

長期にわたる防災上の安全性と環境保全を最優先に計画し、現存植生との調和が図れるよう樹種を選定し、中・高木の植樹を行うことで森林に復元する計画であるが、最終的には郡山市や近隣住民等の意見を取り入れた跡地利用計画を検討する。

２．施設構成、機能及び形態

本施設は、最終処分場の設置条件として埋立作業の安全性、管理の容易性、周辺環境、経済性等を考慮し、管理型最終処分場とした。施設計画は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和 52 年 3 月 14 日総理府・厚生省令第 1 号）（以下、「基準省令」という。）の最終処分場の構造基準に基づく構造とし、また、基準省令の維持管理基準に基づく運営が可能な構造とすることを基本とした。

本施設は主要施設（埋立処分地）、管理施設、関連施設からなり、全体配置平面は図 ２－２に示すとおりである。以下に施設の概要を示す。

（１）覆土保管場所（残土仮置場）

工事に伴って発生する残土を覆土として利用することから、事業実施区域北西側に残土仮置場を設けた。残土仮置場については、可能な限り必要面積を小さく、かつ、容量は大きくするため、堰堤部についてはジオテキスタイル工（補強土壁工法）を採用した。なお、降雨時の濁水を防止するため、残土仮置場下流部に沈砂池を設置した。また、残土仮置場のうち国有林に位置する方から覆土として使用していくこととし、仮置期間を可能な限り短縮するよう配慮した。

（２）防災施設

最終処分場の造成等に伴う河川流域の雨水流出量の増大に対し、放流先の洪水予防及び土砂流出防止のため、雨水排水施設の流末に防災調整池（洪水調整池）を設けた。

調整池の規模は、「林地開発許可申請の手引き」に規定する 1/30 年確率降雨時の流出量を下流側河川の許容放流量まで調節するために必要な容量をもたせるものとした。

２－４　対象事業の工事計画概要

（１）工事工程

工事工程表は表２　１に示すとおりである。。

表２－１には工事工程の実績を示しており、令和３年７月に着工し、令和７年１２月に完了している。なお、評価書に記載の予定工程では平成３０年１月に着工し、令和２年４月に完了としていたが、福島県林地開発許可や国有林貸付許可に係る協議に相当の時間を要したため、着工時期が遅れただけでなく工期も予定より長くなった。

表２－１　工事工程表

：工事実施実績

工事種別＼月数	令和3年						令和4年												令和5年												令和6年												令和7年											
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
土木工事																																																					
1.準備工・仮設工	■	■									■							■	■		■			■			■			■				■			■			■			■												
2.土砂流出防止設備工事		■		■	■	■	■	■	■		■		■	■	■	■	■	■		■	■				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		■	■	■						
3.土地造成工事				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■			■	■	
4.遮水設備工事																																	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		■	■	■	■	■	■	■			
5.雨水集排水設備工事																																					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■			
6.地下水集排水設備工事											■	■	■														■	■			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■					
7.浸出液集排水設備工事																												■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
8.発生ガス排除設備工事																															■	■	■									■	■	■	■	■	■	■	■	■		■	■		
9.道路等工事				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■					■	■	■	■	■	■												■	■	■	■	■	■	■	
10.伐採工事				■	■	■					■						■	■			■			■	■			■																										
浸出液処理施設工事																																																					
1.設計・機器製作・盤製作															■	■	■	■	■	■	■																																
2.調整設備等工事																	■	■	■	■	■																																
3.処理施設建築工事																																			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■									
4.電気・機械設備工事																																																■	■	■	■	■		
5.試運転調整																																																		■	■	■

（２）資材等運搬

工事中の資材等運搬車両の運行経路は図　２－５に示すとおりである。

廃棄物運搬車両と同様に郡山市、須賀川市及び福島市等方面からは国道 49 号を対象事業実施区域北西方向から、いわき市等方面からは国道 49 号を対象事業実施区域南東方向からそれぞれ走行し、一般県道飯野三春石川線を経て農道に至る経路を利用した。

（３）残土処理

残土については本施設の中間・即日覆土及び最終覆土として利用し、残土仮置場（民地及び国有林）に保管する。なお、保管後の残土については民有地の整地に用いるほか、国有林の跡始末用に用いることとする。

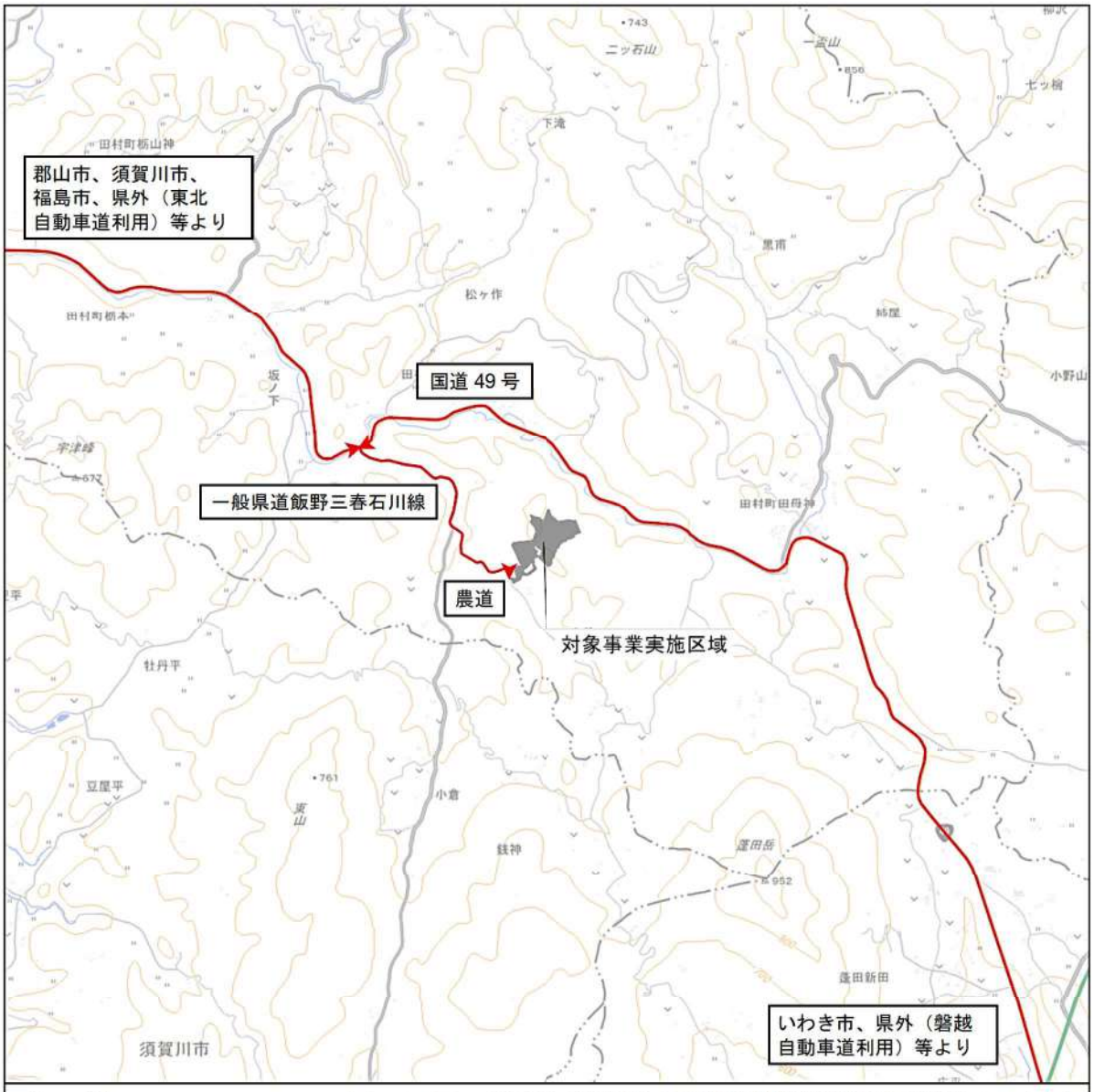


図　2－5　廃棄物運搬車両及び資材等運搬車両運行ルート図

背景地図は国土地理院 地理院タイル（淡色地図）を使用

第３章　環境監視調査の項目、手法及び結果

３－１　調査の目的

環境影響評価の結果を踏まえ、工事中における影響の程度を確認するため、環境監視を実施する。

３－２　環境監視調査の項目

工事中における環境監視について、周辺環境への影響の有無を確認するため大気質、騒音、振動及び水質、地下水を調査の対象とした。本報告書では、令和７年度に実施した調査結果として「水質」及び「地下水」についてとりまとめた。内容は表３－１に示すとおりである。

表３－１　工事中における環境監視調査内容（令和７年度）

環境要素	影響要因	調査項目
水質	造成等の施工	浮遊物質量（SS）、水素イオン濃度(pH)
地下水	造成等の施工	地下水水質（地下水環境基準項目）

３－３　環境監視調査の内容

環境監視調査の内容は、以下に示すとおりである。

１．水質

工事中における水質の環境監視の方法は表３－２、調査地点及び時期は表３－３に示すとおりである。

表３－２　工事中における水質の調査方法

項目		調査方法	
水質	浮遊物質量(SS)	「水質汚濁に係る環境基準について」に定める方法	GFP ろ過法(昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 9)
	水素イオン濃度(pH)	「水質汚濁に係る環境基準について」に定める方法	ガラス電極法(JIS K0102-1 12)

表３－３　工事中における水質の調査地点及び時期

項目		調査地点	実施年	実施日	調査頻度
水質	浮遊物質量(SS)	・谷田川 ・防災調整池放流水	令和7年	4 月 22 日 5 月 20 日 6 月 30 日 7 月 22 日 8 月 19 日 9 月 22 日 10 月 23 日 11 月 13 日 12 月 10 日	工事の施工状況等を考慮し、工事終了後まで月1回程度
	水素イオン濃度(pH)	・谷田川 ・防災調整池放流水	令和7年	6 月 30 日 9 月 22 日 12 月 10 日	工事の施工状況等を考慮し、工事終了後まで3ヶ月に1回程度

２．地下水

工事中における地下水の環境監視の方法は表３－４、調査地点及び時期は表３－５に示すとおりである。

表３－４　工事中における地下水の調査方法

項目		調査方法
地下水	地下水水質（地下水環境基準項目）	「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成９年環境庁告示第10号）に定める方法

表３－５　工事中における地下水の調査地点及び時期

項目		調査地点	実施年	実施日	調査頻度
地下水	地下水水質（地下水環境基準項目）	・地下水等利用状況の対象範囲（範囲Ｆ）（範囲Ｆのうち民家４軒）	令和７年	11月13日	工事前、工事中、工事後１回ずつ

３－４　環境監視調査の結果

１．水質

（１）調査方法

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）に定める方法とした。

（２）調査時期

調査実施日は表３－６に示すとおりである。

表３－６　工事中における水質の調査実施日

項目		調査地点	実施年	実施日
水質	浮遊物質量（SS）	・谷田川 ・防災調整池放流水	令和７年	4月22日 5月20日 6月30日 7月22日 8月19日 9月22日 10月23日 11月13日 12月10日
	水素イオン濃度（pH）	・谷田川 ・防災調整池放流水	令和７年	6月30日 9月22日 12月10日

（３）調査地点

調査地点は図３－１に示すとおりである。



図３－１　調査地点位置図（水質）

背景地図は国土地理院 地理院タイル（淡色地図）を使用

（４）調査結果

調査結果は表３　７、表３　８に示すとおりである。

本年度調査における浮遊物質量(SS)は、谷田川では<1～7mg/L であり、環境基準（25mg/L 以下：A 類型）を満たしていた。防災調整池放流水地点では 2～38mg/L であり、自主基準値（50mg/L 以下）を満たしていた。

本年度調査における水素イオン濃度は、谷田川では 7.4～7.7 であり、環境基準（6.5 以上 8.5 以下：A 類型）を満たしていた。防災調整池放流水地点では 7.3～7.7 であり、自主基準値（5.8 以上 8.6 以下：評価書記載の環境保全対策で定めた数値）を満たしていた。

表３－７　浮遊物質量調査結果

調査地点	浮遊物質量（mg/L）									基準値
	令和7年									
	4月22日	5月20日	6月30日	7月22日	8月19日	9月22日	10月23日	11月13日	12月10日	
谷田川	4	4	7	4	4	2	2	<1	<1	25以下※1
防災調整池放流水	2	23	38	14	25	41	13	3	2	50以下※2

※1　環境基準（25mg/L以下：A類型）とした。
※2　自主基準（50mg/L以下：評価書記載の環境保全対策で定めた数値）とした。

表３－８　水素イオン濃度調査結果

調査地点	水素イオン濃度（pH）			基準値
	令和7年			
	6月30日	9月22日	12月10日	
谷田川	7.5(21℃)	7.4(18℃)	7.7(22℃)	6.5以上8.5以下※1
防災調整池放流水	7.3(22℃)	7.5(19℃)	7.7(19℃)	5.8以上8.6以下※2

※1　環境基準（6.5以上8.5以下：A類型）とした。
※2　自主基準（5.8以上8.6以下：評価書記載の環境保全対策で定めた数値）とした。

２．地下水

（１）調査方法

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成９年３月 13 日環境庁告示第 10 号）に定める方法とした。

（２）調査時期

調査実施日は表３－９に示すとおりである。

表３－９　工事中における調査実施日

項目		調査地点	実施年	実施日
地下水	地下水水質（地下水環境基準項目）	・地下水等利用状況の対象範囲（範囲 F）（範囲 F のうち民家４軒）	令和７年	11 月 13 日

（３）調査地点

調査地点は図３－２に示すとおりである。

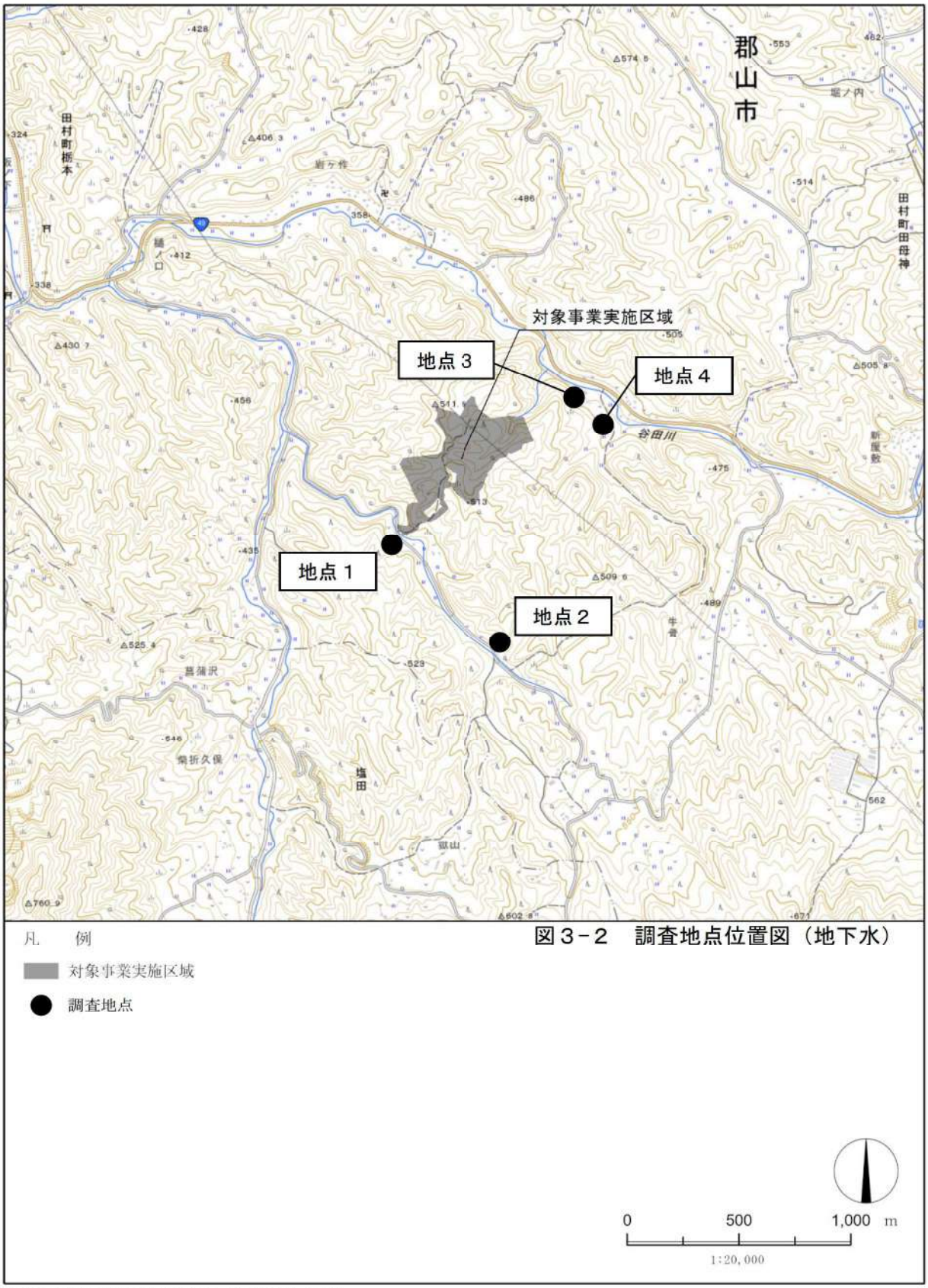


図３－２　調査地点位置図（地下水）

背景地図は国土地理院 地理院タイル（淡色地図）を使用

（４）調査結果

調査結果は表３－１０に示すとおりである。調査の結果、全ての項目で環境基準を満たしていた。

表３－１０　地下水水質（地下水環境基準項目）調査結果

項目			R7.11.13				環境基準	
			地点１	地点２	地点３	地点４		
地下水環境基準項目	カドミウム	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003	以下
	全シアン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	
	鉛	(mg/L)	0.001	0.005	0.001	0.001	0.01	以下
	六価クロム	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02	以下
	砒素	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	以下
	総水銀	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	以下
	アルキル水銀	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	
	PCB	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	
	ジクロロメタン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02	以下
	四塩化炭素	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002	以下
	塩化ビニルモノマー	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002	以下
	1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004	以下
	1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1	以下
	1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04	以下
	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1	以下
	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006	以下
	トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	以下
	テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	以下
	1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002	以下
	チウラム	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006	以下
	シマジン	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003	以下
	チオベンカルブ	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02	以下
	ベンゼン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	以下
	セレン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	4.7	<1	6	<1	10	以下
	ふっ素	(mg/L)	<0.08	0.22	<0.08	<0.08	0.8	以下
	ほう素	(mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1	以下
	1,4-ジオキサン	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05	以下

１）調査結果 工事前（参考）

工事前に実施した地下水調査の調査概要は表３－１１に示すとおりである。本調査は工事前に飲用水用の井戸を調査地点として選定する段階において、飲用井戸向けの水質調査を実施したものである。

検査方法は、「平成 15 年厚生労働省告示第 261 号」に定める方法とした。

調査地点は図３－２に示すとおり、工事中の調査地点と同じ地点である。

調査結果は表３－１２に示すとおりである。

地点 1～3 の 3 地点で 13 項目、地点 4 の 1 地点で 40 項目※1 の水質調査を行った結果、すべての地点で水道水質基準を満足していた。

※1：地点4については、井戸所有者の意向を踏まえ、当初予定していた13項目から40項目に増やして調査を実施した。

表３－１１　工事前における調査実施日

項目		調査地点	実施年	実施日
地下水	地下水水質（飲用井戸水）	・地下水等利用状況の対象範囲（範囲 F）（地点１）	令和 4 年	8 月 5 日
		・地下水等利用状況の対象範囲（範囲 F）（地点２）	令和 4 年	4 月 18 日
		・地下水等利用状況の対象範囲（範囲 F）（地点３）	令和 4 年	7 月 25 日
		・地下水等利用状況の対象範囲（範囲 F）（地点４）	令和 4 年	10 月 20 日

表３－１２　地下水水質（飲用井戸水）調査結果

項目			地点１	地点２	地点３	地点４	水道水質基準	
飲用井戸水項目（水道水質基準項目）	一般細菌	(個/mg)	26	0	3	52	100	以下
	大腸菌	(個/mg)	陰性	陰性	陰性	陰性	検出されないこと	
	カドミウム及び化合物	(mg/L)				<0.0003	0.003	以下
	水銀及び化合物	(mg/L)				<0.00005	0.0005	以下
	セレン及びその化合物	(mg/L)				<0.001	0.01	以下
	鉛及び化合物	(mg/L)				<0.001	0.01	以下
	ヒ素及びその化合物	(mg/L)				<0.001	0.01	以下
	六価クロム化合物	(mg/L)				<0.002	0.02	以下
	亜硝酸態窒素	(mg/L)	<0.004	<0.005	<0.004	<0.004	0.04	以下
	シアン化物イオン及び塩化シアン	(mg/L)				<0.001	0.01	以下
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	(mg/L)	1.0	0.08	4.7	0.23	10	以下
	フッ素及びその化合物	(mg/L)				<0.08	0.8	以下
	ホウ素及びその化合物	(mg/L)				<0.02	1.0	以下
	四塩化炭素	(mg/L)				<0.0002	0.002	以下
	1,4-ジオキサン	(mg/L)				<0.005	0.05	以下
	シス-1.2-クロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)				<0.001	0.04	以下
	ジクロロメタン	(mg/L)				<0.001	0.02	以下
	テトラクロロエチレン	(mg/L)				<0.001	0.01	以下
	トリクロロエチレン	(mg/L)				<0.001	0.01	以下
	ベンゼン	(mg/L)				<0.001	0.01	以下
	亜鉛及びその化合物	(mg/L)				<0.01	1.0	以下
	アルミニウム及びその化合物	(mg/L)				<0.02	0.2	以下
	鉄及びその化合物	(mg/L)	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	0.3	以下
	銅及びその化合物	(mg/L)				<0.01	1.0	以下
	ナトリウム及びその化合物	(mg/L)				5.1	200	以下
	マンガン及びその化合物	(mg/L)	<0.005	<0.016	<0.008	<0.005	0.05	以下
	塩化物イオン	(mg/L)	6.0	2.7	3.9	2.3	200	以下
	カルシウム,マグネシウム(硬度)	(mg/L)				7.7	300	以下
	蒸発残留物	(mg/L)				30	500	以下
	陰イオン界面活性剤	(mg/L)				<0.02	0.2	以下
	ジェオスミン	(mg/L)				<0.000001	0.00001	以下
	2-メチルイソボルネオール	(mg/L)				<0.000001	0.00001	以下
	非イオン界面活性剤	(mg/L)				<0.005	0.02	以下
	フェノール類	(mg/L)				<0.0005	0.005	以下
	有機物(TOC)	(mg/L)	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	3	以下
	pH値	(mg/L)	6.2	6.3	6.0	6.4	5.8以上8.6以下	
	味	－	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと	
	臭気	－	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと	
	色度	(度)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	5	以下
	濁度	(度)	<0.1	0.5	<0.1	<0.1	2	以下

注）基準値は「平成15年厚生労働省令第101号」に定める基準値に準拠する。